

2 こどもたちのすこやかな育ちを育む“つながり”の強化

こどものすこやかな育ちを支援します

【充】子ども・子育て支援総合計画の推進(3,547)

- ▶ 「上越市子ども・子育て支援総合計画」に位置付けた各種施策の進捗状況を、子ども・子育て会議において点検・評価し、子どものすこやかな育ちに向けた取組を推進します。

(継) すこやかな育ち総合支援事業(6,651)

- ▶ 子どもの育ちに関する切れ目のない支援と各種制度の狭間にいる方々や、複合的な課題を抱える世帯への包括的な相談支援を行います。

(継) こどもセンター運営事業(51,120)、子育てひろば運営事業(104,912)

- ▶ 子どもの遊びと保護者同士の交流の場を提供するほか、子育て情報の提供や相談支援、講座等を行います。

【充】子どもの虐待予防推進事業(13,852)

- ▶ 年々増加する児童虐待事案に対応するため、市内の大学と協働で子ども向け虐待防止リーフレットを作成し、児童生徒に配付することにより、虐待の発生予防や早期発見につなげていくほか、家庭相談員を増員し相談支援体制を強化します。

(継) 放課後児童クラブ運営費(330,049)

- ▶ 特別な支援を必要とする児童の受入を支援するほか、学校外で運営している放課後児童クラブを学校内に移転し利用環境を整えるなど、クラブ運営の質的向上を図ります。

【充】青少年育成支援事業(7,265)

- ▶ 困難を抱える若者とその家族への支援として、教育プラザ内に生活や学習支援、集団適応支援などを行う若者の居場所を常設するとともに、指導員を増員し若者相談や支援活動の充実を図ります。

地域全体でこどもたちを育みます

(継) コミュニティ・スクール事業(4,867)

- ▶ 全ての公立幼稚園と小中学校に学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域が連携した教育を推進します。

(継) 地域青少年育成会議活動支援(9,576)

- ▶ 青少年の健全育成と地域の教育力の向上に向けて、地域ぐるみの教育活動を支援します。



学校運営協議会での意見交換

3 お年寄りのすこやかな暮らしを支える“つながり”の強化

住み慣れた地域での安心な暮らしを守ります

(継) 通いの場の設置(32,365)

- ▶ 高齢者が気軽に集うことのできる場を地域自治区ごとに設置し、住民組織等による介護予防の取組等を行います。

(継) ふれあいランチサービス事業(72,998)

- ▶ ひとり暮らしの高齢者等が健康で自立した生活ができるよう、バランスの取れた食事を提供するとともに安否確認を行います。

(継) 高齢者見守り支援ネットワーク事業(117)

- ▶ 地域住民や民生委員・児童委員、協力事業所、関係機関、行政が連携し、地域全体で高齢者等を見守り支え合う体制づくりを推進します。

(継) 生活支援体制整備事業(51,256)

- ▶ 地域自治区ごとに協議体の設置と、生活支援コーディネーターの配置を行い、地域における支え合い体制を支援します。



通いの場での介護予防教室

認知症の人とその家族を支援できる地域づくりを進めます

(継) 認知症総合支援事業(3,556)

- ▶ 地域包括支援センターにおける認知症相談窓口の開設や、認知症の人への接し方講座の開催など、認知症施策総合戦略に基づく各種取組を一体的・効果的に実施します。

(継) 認知症サポーター等養成事業(394)

- ▶ 認知症の人とその家族を温かく見守り、支援できる地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座を行います。

社会参加と生きがいづくりを進めます

(継) 老人クラブ助成事業(23,551)

- ▶ 老人クラブ及び老人クラブ連合会が取り組む活動を支援します。

(継) 老人趣味の家趣味講座の運営(4,548)

- ▶ 老人趣味の家において、多様な趣味講座を実施します。

(継) シルバー人材センター補助金等交付事業(17,971)

- ▶ 就労を通じ、高齢者に生きがいの場を提供するシルバー人材センターへの支援を行います。

4 中山間地域のすこやかな暮らしを支える“つながり”の強化

暮らしや伝統、公益的機能を守ります

(継) 地域集落支援事業(21,190)

- ▶ 地域の担い手不足や互助機能の低下等、集落の抱える課題の解消に向け、集落と集落づくり推進員や総合事務所などが一体となって取り組みます。

【充】 地域おこし協力隊を活用した集落支援(41,094)

- ▶ 地域おこし協力隊を新たな地区にも拡大し、それぞれ集落における地域活動への支援と隊員の定着を図り、地域の活力につなげることで、中山間地域の安全・安心な暮らしを支えます。

農業・農地を守ります

【充】 中山間地域等直接支払交付金(591,490)

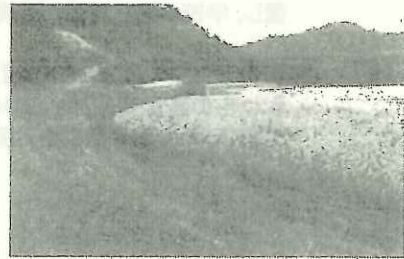
- ▶ 集落等が行う農業生産活動の取組を支援し、多面的機能の発揮と耕作放棄地の発生防止につなげます。
- ▶ 棚田地域振興法に基づく棚田保全や地域振興に向けた地域主体の取組を支援し、地域ならではの振興活動を推進します。

(継) 中山間地域元気な農業づくり推進事業(21,452)

- ▶ 地域マネジメント組織の活動を促進するとともに、休耕農地を活用して振興作物を栽培する農業団体等を支援します。

【充】 集落営農・法人間連携等支援事業費補助金(600)

- ▶ 地域の複数の経営体が連携して実施する生産コスト削減等の取組に加え、新たに集落営農組織の設立に向けた話し合いなどの取組を支援します。



そばを作付けた保全管理農地

農業の担い手を確保します

【充】 農業法人雇用支援事業補助金(1,200)

- ▶ 国県制度の対象外の年代の方の雇用を支援する農業法人雇用支援事業について、新たに平野部から中山間地域に進出する農業法人を対象に加えるなど制度の拡充を図り、中山間地域での農業法人の雇用拡大につなげます。

有害鳥獣対策を強化します

【充】 農作物鳥獣被害防止対策事業(7,333)

- ▶ 新たに鳥獣被害対策実施隊を組織し、集落等の要請に即応できる捕獲体制を整えます。

【充】 大型野生鳥獣の出没対策(6,583)

- ▶ クマやイノシシによる人身被害を防止するため、注意喚起と出没抑制対策、捕獲体制の強化を図ります。

地域の移動手段を確保します

【充】 コミュニティバス事業(6,679)

- ▶ 路線バスを廃止する地域などにおいて、地域住民が主体的に行う互助による輸送等の取組を支援し、日常生活に必要な地域の移動手段を確保します。

戦略2 産業 ～地域の元気と働きがいを生む産業の創出～

1 選ばれる“上越の産品”づくりと市民ぐるみでの魅力発信

特産品の認知度向上と販路拡大を進めます

(継) メイド・イン上越推進事業(2,885)

- ▶ メイド・イン上越認証品を市内施設に設置した常設販売コーナーや首都圏の取扱店舗で販売するとともに、認証品製造事業者で構成する団体と連携し、専用ホームページ等を通じてPRを行います。
- ▶ 市内事業者が新たに商品化した、地域性豊かな食材をいかした上越ならではの特産品の更なる普及・定着を図るため、事業者等と連携し、イベントへの出店や雑誌への広告掲載などにより、情報を広く発信します。



イベントでのメイド・イン上越認証品の販売

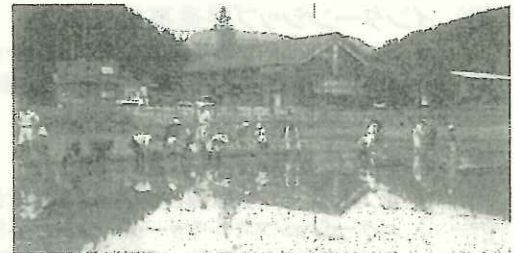
農業者の所得向上を支援します

(継) 6次産業化支援事業(897)

- ▶ 農産加工や販売により、農産物の付加価値を高める6次産業化の取組を推進します。

【充】 中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業(1,157)

- ▶ 棚田米の高付加価値化による販売戦略構築に向けた研修会を開催します。
- ▶ 中山間地域ならではの付加価値を価格に転嫁した農産物や、農産加工品の販売・営業活動などの取組を支援します。



都市生協組合員の産地体験ツアーによる田植え

(継) 積極的な地場農産物の販売促進事業(2,475)

- ▶ 当市の優れた農産物や農産加工品等の効果的な販売促進活動を実施するほか、都市生協と産地交流を通じて連携を図り、上越産品の販売を効果的に促進するなど、より一層のPRと販路拡大を図ります。

2 まちの未来を切り開く新産業の創出

販路拡大の取組や創業を支援します

(継) 創業の促進(2,416)

- ▶ 市と金融機関、上越商工会議所で構成する上越市創業支援ネットワークが中心となり、創業者や第二創業者に対し、事業計画の策定段階から創業後の販路開拓、課題解決までを総合的に支援します。

(継) 中小企業研究開発支援事業(7,609)

- ▶ 産学が連携し、中小企業者が取り組む技術の伝承や高度化に向けた人材育成、新製品の開発等につながる研究開発の取組を支援します。

(継) 見本市等出展事業補助金(2,100)

- ▶ 市内企業の積極的な販路拡大の取組を促進するため、国内外の各種見本市や商談会への出展を支援します。

(継) 大連日本商品展覧会出展(2,723)

- ▶ 中国・大連市で開催される日本商品展覧会に企業とともに3年連続で出展し、貿易関連団体等と連携しながら企業の海外事業展開を支援します。



大連日本商品展覧会

企業立地や設備投資を促進します

(継) 企業誘致促進事業(3,601)

- ▶ 北陸新幹線を始め、昨年12月に全線4車線化された上信越自動車道、また、エネルギー港湾としての重要性が一層高まる直江津港など、広域交通網の結節点である当市の特性をいかした企業誘致を進めます。

(継) ビジネスタウン推進事業(848) 地方創生 関連交付金

- ▶ 当市の地理的優位性や中心市街地での働きやすさなどの情報発信を行うとともに、首都圏企業への訪問等によりサテライトオフィスの誘致を行います。

(継) 設備投資促進事業(311,165)

- ▶ 既存の市内企業の活性化と持続的な成長・発展のため、業務拡大や生産性の向上に向けた設備投資を促進します。

(継) 新幹線新駅周辺地区まちなみ形成推進事業(38,136)

- ▶ 新幹線駅前の立地特性をいかした民間事業の展開を促すため、上越妙高駅周辺地区の商業地域に進出する企業に対して支援を行います。

3 生きがいを持って働けるまちづくり

若者の就労と定着を支援します

(継) 市内企業雇用促進事業(17,841)

- ▶ 高校生や市外へ進学した大学生等を対象とした市内企業の見学会や説明会のほか、上越地域からの進学者が多い大学と市内企業との情報交換会を開催します。

(継) インターンシップ促進事業(5,863)

- ▶ インターンシップの受入れに際し、参加する学生の負担軽減に取り組む企業を支援し、企業の積極的な受入れを促します。

(継) 若手社員定着支援事業(966)

- ▶ 新入社員や中堅社員、その指導者を対象に、コミュニケーションスキルやリーダーシップ等を習得するための研修会を開催し、若年者の早期離職の抑制と、地元への定着率向上を図ります。



高校生企業見学ツアー

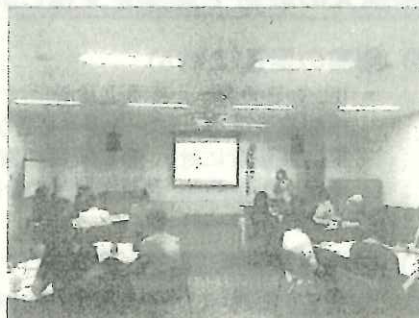
職場環境の向上に取り組めます

(継) 男女共同参画推進センター事業(4,249)

- ▶ 男性の家庭生活への参加を促す啓発活動や、女性活躍を応援するセミナーの開催など、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

(継) ワーク・ライフ・バランス推進事業(147)

- ▶ ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、働く人や事業者等への意識啓発を目的としたセミナーを開催することにより、働き方の見直しや職場環境の改善を促します。



ワーク・ライフ・バランス推進講座

障害のある人の就労を支援します

(継) 障害者雇用対策事業(135)

- ▶ 障害のある人が就職に有効な資格を取得する際の経費の一部を補助し、就労機会の拡充を図ります。

(継) 障害者就労支援事業(7,146)

- ▶ 障害福祉事業所が受注する作業賃金引上げの取組を支援することにより、活躍の場の創出と就労意欲の向上を図るほか、障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを引き続き配置することで在宅障害者の一般就労とその定着を進めます。

戦略3 交流 ～交流圏の拡大をいかした豊かさの向上～

1 ひと・もの・情報が行き交う仕組みや体制の整備

上越らしい観光地域づくりを進めます

【新】観光地域づくり実践事業(2,059)

地方創生
関連交付金

- ▶ 「上越市観光交流ビジョン」に掲げた将来のありたい姿を多くの市民や事業者など関係する皆さんと共有しながら、一体感のある取組を進めます。
- ▶ 観光に意欲的に取り組む市民や事業者の皆さんが、取組に役立つ知識や技術を習得し、また、担い手同士の横のつながりを築く場として「観光地域づくり実践未来塾」を開講します。
- ▶ 市民自らが当市の魅力を発信しようとする気運を高めるSNSを活用した「フォトコンテスト」を実施します。



観光地域づくりワークショップ

【新】「地域の宝」認定制度(21)

- ▶ 有形・無形、文化財の指定の有無にかかわらず、地域社会の中で大切に守り伝えられ、人々がよりどころとする文化財を「地域の宝」と定義した上で、「地域の宝」とそれを保存・活用する取組を総体として認定する制度を創設し、次世代への継承と魅力ある地域づくりの一助とします。



外国人と市内事業者との交流

【充】インバウンド推進事業補助金(1,500)

- ▶ 多言語翻訳機の購入費を新たに補助対象とし、市内事業者が実施する外国人旅行者に対する受入体制の整備を支援します。

交流人口を拡大します

(継) イベント推進費(113,777)

- ▶ 地域への誇りと愛着、一体感を育み、多様な交流機会の創出と市内経済の活性化につなげるため、各イベントの開催を支援します。

(継) 北前船日本遺産活用推進事業(861)、北前船寄港地フォーラム in 大連(2,364)

- ▶ 関係自治体間で構成する北前船日本遺産推進協議会の活動等を通じて、都市間交流の促進と交流人口の拡大につなげる取組を進めます。

(継) 歴史博物館企画展開催事業(4,010)

- ▶ 歴史博物館において、市内外の北前船日本遺産の関連資料等から、当市と日本海における海運との関係を結ぶ企画展を開催します。

(継) 友好交流促進事業(2,288)

- ▶ 海外友好都市であるオーストラリア・カウラ市の職員や中国・大連市旅順口区の児童生徒を受け入れ、交流の絆を深めます。

2 水族博物館を核とした地域活性化

「うみがたり」の魅力を高めます

(継) 水族博物館管理運営費(34,637)

- ▶ 開館から2年目で120万人を超える来館者が訪れている水族博物館「うみがたり」の魅力を一層高め、更なる集客につなげていくため、展示解説の充実と飼育展示設備の機能向上を図ります。



水中を遊泳するマゼランペンギン

直江津のまちの賑わいを創出します

(継) 水族博物館をいかした街なか回遊促進・PR 事業への支援(400)

- ▶ 地元商店街や市民団体などが水族博物館「うみがたり」等と連携し開催するイベントや PR 活動、街なか回遊を促す取組等を支援します。

(継) ライオン像のある館管理運営費(2,324)

- ▶ 直江津の近代史を今に伝える貴重な建物として、施設の利用を促進し、地域の賑わい創出を図ります。

(継) 五智公園整備事業(31,009)【3月補正】

- ▶ 園内の希少な植物等の保護・保全に取り組むとともに、利用者の利便性を高める施設整備を計画的に進めます。



地元商店街等によるイベント

3 強みをいかした多様なコンベンションの展開

スポーツをいかしたコンベンションを誘致します

【充】コンベンション開催補助金(5,733)

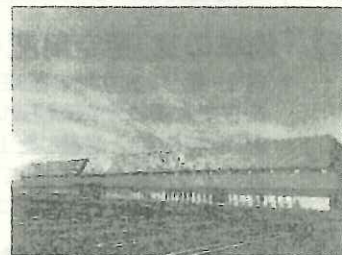
- ▶ 新潟県立武道館「謙信公武道館」及び上越体操場「ジムリーナ」が開館したことを好機と捉え、スポーツ合宿にかかる宿泊費を補助し、市内での観光や地域住民との交流を促進します。

【新】全国高等学校総合体育大会の開催準備(3,127)

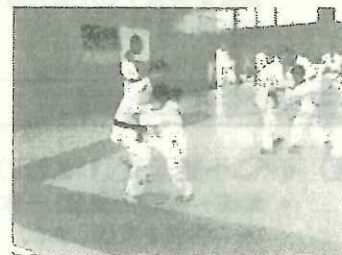
- ▶ 令和3年度に開催する全国高等学校総合体育大会における体操競技及び弓道の開催準備に取り組みます。

【充】東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業(72,621)

- ▶ 東京2020オリンピック・パラリンピックを機に、オリンピック聖火リレーやパラリンピック聖火フェスティバルを実施し、多くの市民から世紀の祭典の魅力を体感していただきます。
- ▶ ドイツ体操チームのオリンピック出場に向けた事前合宿とドイツジュニア柔道チームの合宿を受け入れ、同国とのスポーツ・文化交流を深め、更なる市民のスポーツ振興や交流人口の拡大に向け、取り組みます。



昨年12月に開館した
新潟県立武道館「謙信公武道館」



ドイツパラリンピック柔道チームと
ジュニア選手との練習を通じた交流

歴史・文化をいかしたコンベンションを誘致します

(継) 高田城址公園樹木保守管理事業(15,411)

- ▶ 本年4月に「高田城址公園」に名称を変更する高田公園が100年後も桜の名所であり続けるため、桜長寿命化計画に基づき、樹木の適正保全を行います。

地方創生
関連交付金

(継) 高田城址公園整備事業(59,389)【3月補正】

- ▶ 四季の美しさに包まれ、歴史と文化の薫る公園として、誰もが心豊かに過ごし、楽しさを共有する空間を提供できるよう、施設整備を行います。

地方創生
関連交付金



市民ボランティアとの協働による
桜の保全活動

【充】第72回全国人権・同和教育研究大会 関連経費(2,075)

- ▶ 本年10月に当市を中心に県内で初めて開催される「第72回全国人権・同和教育研究大会」において、人権・同和教育に対する正しい理解と認識を深める機会を提供するとともに、人権意識の向上を図ります。

【充】寺町サミットの開催(2,591)

- ▶ 本年10月に寺院群をいかしたまちづくりを考える「第26回寺町サミット in 上越」を地域の団体の皆さんとともに開催します。

(継) 小林古径記念美術館増改築事業(49,930)

- ▶ 本年秋の開館に向けた準備を進め、小林古径や当市にゆかりのある美術作家の作品を紹介する開館記念展を実施します。

Ⅲ その他の取組

市民が主役 のまちづくり

(継) 平和展の開催(627)

- ▶ 先の大戦の終結から75年の節目を捉え、現代における世界の紛争や、戦争とオリンピックとの関連等をテーマとした平和展を開催し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを改めて見つめ直す機会を創出します。

【充】 戦争体験伝承事業(1,148)

- ▶ 戦争体験者の高齢化が進む中、戦争の悲惨さと平和の尊さを将来にわたって次の世代に伝承するため、平和の担い手養成講座の講師等による検討委員会を設置し、後継者の育成方法や戦争関連資料の保存・活用方法について検討します。

防災・防犯 分野

(継) ハザードマップの作成・周知(11,171)

- ▶ 災害被害の未然防止と軽減を図るため、洪水ハザードマップ及び津波避難計画を更新します。

(継) 防災行政無線整備事業(220,186)

- ▶ 災害時に適切な情報伝達を行う体制を確保するため、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線設備を更新します。

環境 分野

【充】 リサイクル推進施設整備事業(223,238)

- ▶ リサイクルを推進するため、旧第2クリーンセンターを除却し、跡地に資源ごみ等貯留施設を整備します。

健康福祉 分野

(継) 生活習慣病予防対策事業(15,099)

- ▶ 生活習慣病の発症・重症化予防、心身機能の低下防止のため、保健事業と介護予防の切れ目のない支援を実施します。

(継) 介護予防教室及び訪問型生活支援サービス事業(12,106)

- ▶ 高齢者向けに地域自治体単位の住民組織等による介護予防教室、有償ボランティアによる訪問型生活支援サービスを実施します。

【充】 休日歯科診療センター運営事業負担金(39,353)

- ▶ 一般社団法人上越歯科医師会が開設する休日歯科診療センターについて、老朽化が進んでいることなどから、これを上越保健センター内に移転・整備するとともに、新たに障害者歯科診療に取り組むこととし、これらの関連経費を負担することで休日等における歯科診療体制の確保、充実を図ります。

産業・経済 分野

(継) 地域経済活性化店舗等改装促進事業補助金(27,929)

- ▶ 店舗の魅力向上につながる改装、設備の整備等を行う中小企業者・商店街等に対して支援を行います。

(継) 人材育成事業(958)

- ▶ 市内のものづくり企業の人材育成を支援するため、研修やセミナーを開催するほか、ものづくり産業の技能の伝承や技術力の維持向上のため、研修に係る経費の一部を支援します。

農林水産 分野

【充】 上越市食料・農業・農村基本計画に基づく施策の展開(1,535)

- ▶ 農業振興施策を総合的かつ計画的に推進するための政策指針となる「上越市食料・農業・農村基本計画」について、策定から5年経過後の施策の評価や情勢の変化を踏まえ、中間見直しを行います。

【新】 森林環境税関連対策事業(990)

- ▶ 森林経営管理法に基づく取組として、未整備森林の所有者に対して経営管理の意向調査に着手します。

教育・文化
分野

(継) 板倉区小学校統合事業(385,637)【3月補正を含む】

▶ 令和3年度の開校に向け、針小学校の校舎の改修等を進めるとともに、学校間の合同授業や交流活動を実施します。

【充】 地域の歴史的・文化的資源の保存と継承(328)

▶ 映画「警女GOZE」の上映時期に合わせ、市民団体と連携して展覧会や警女唄演奏会を開催するなど、警女の顕彰を行います。

(継) 地域おこし協力隊制度を活用した体操指導者の配置(9,900)

▶ ジムリーナと大湊体操アリーナを一体的に活用し、「体操のまち上越」として、市民の健康増進や生涯スポーツの充実を図るほか、地域おこし協力隊制度を活用した男子新体操と女子体操競技の指導者の配置等による、ジュニアを中心とした体操選手の競技力向上等に取り組めます。

都市基盤
分野

(継) 道路整備事業(都市計画道路黒井藤野新田線)(567,720)

▶ 黒井藤野新田線を整備し、直江津港、新潟県南部産業団地及び上越インターチェンジを結び、地域産業の活性化を図ります。

その他
の事業

【充】 AI、RPAの導入による業務効率化(1,834)

▶ 議事録作成支援システムの適用範囲を拡充するとともに、大量にある反復作業等を自動化することのできるRPAソフトを導入し、更なる業務の効率化を図ります。

【充】 上越地域図柄入りリナンバープレートの導入・普及(353)

▶ 上越地域の地域振興と広域観光の促進、一体感の醸成を目的に導入する上越地域図柄入りナンバープレートについて、本年5月に予定されている交付開始にあわせて記念出発式を開催するほか、PR、普及促進を図る取組を進めます。

◆少雪による農業への影響に対する対応

今冬の記録的な少雪により、水稻の春作業に必要な水の確保が懸念されるほ場に対する農業用水の確保と、水稻の作付けが困難になったほ場における、栽培可能な作物への転換を支援します。

○ 緊急簡易貯留施設整備・ため池維持修繕事業(27,000)【3月補正】

▶ 農業用水を確保するため、簡易貯留施設の整備や、ため池等の維持修繕に要する費用を支援します。

○ かん水用機械等整備対策事業(少雪緊急対策分)(3,660)

▶ 農業用水を確保するため、ポンプやホース等のかん水用機械等の整備に要する費用を支援します。

○ 中山間地域振興作物生産拡大事業(少雪緊急対策分)(1,100)

▶ 水稻の作付けが困難な場合に、少ない水でも栽培が可能な作物への転換を支援します。

◆自然災害に備えた、防災・減災の取組

昨年の台風19号など、大雨により市内各所で河川の氾濫や道路の崩落などの自然災害が発生していることを踏まえ、国の令和元年度補正予算を始めとした財政措置を積極的に活用し、道路の補強や河川の改修などを行い、災害対策を強化します。

○ 市道、林道の改良(64,000)

▶ 市道青柳日の八線(清里区)、林道難波線(金谷区)

○ 河川の改修・しゅんせつ等(289,800)【3月補正を含む】

▶ 道田川(有田区)、水戸の川(高田区)、前川(金谷区)、江象川(三和区) など

○ 排水ポンプ車の導入(57,200)【3月補正】

▶ 河川の水位上昇に伴い発生する浸水被害の拡大を防止するため、市内各所で排水作業に活用します。

※ この内容については、令和2年度の予算の成立を前提としたものです。
今後、変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和2年2月18日現在

令和2年度地域活動支援事業の概要（案）

1 事業の目的等

- 地域の課題解決や活力向上に向け、地域活動資金を28の地域自治区に配分し、住民の自発的・主体的な地域活動を推進します。

また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

2 対象事業、実施方法

(1) 対象事業

- 「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。
- ただし、次の事業は対象外となります。
 - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
 - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(2) 実施方法

① 事業の内容

- 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付するもの
※「市が行う事業」は対象としません。

② 事業を提案できる方

- 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

③ 補助率等

- 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。

【留意事項】

- ・ 補助率や補助金額の上限・下限などの条件については、総合事務所、まちづくりセンターにお問い合わせください。

〈地域自治区ごとの予算（配分額）〉

(単位：万円)

名称	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額
高田区	1,240	和田区	620	谷浜・桑取区	490	頸城区	720
新道区	710	高士区	490	安塚区	510	吉川区	560
金谷区	850	直江津区	970	浦川原区	540	中郷区	550
春日区	1,050	有田区	880	大島区	490	板倉区	640
諏訪区	480	八千浦区	560	牧区	500	清里区	520
津有区	590	保倉区	510	柿崎区	720	三和区	600
三郷区	490	北諏訪区	490	大潟区	710	名立区	520

④ 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。
- 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ・ 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ・ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
 - ・ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ・ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とする。）
 - ・ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

【留意事項】

- ・ 提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

3 応募方法

(1) 募集期間

- 地域自治区ごとに定めていますので、総合事務所やまちづくりセンターにお問い合わせください。

(2) 応募手続

- 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面等）とあわせ、事業を行う区域の総合事務所、まちづくりセンターに持参してください。
- 応募に必要な書類の作成等について支援しますので、まずは総合事務所、まちづくりセンターにお気軽にご相談ください。

【留意事項】

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。（ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合があります）
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、提案を予定している総合事務所、まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（所有者の承諾書を提出していただく必要があります）

4 提案事業の審査と決定

- 地域自治区ごとに、地域協議会が審査を行い、採択事業等を決定します。
- 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）の機会を設ける場合があります。
- 審査は、次の視点を踏まえて行います。

ア 地域自治区の採択方針（地域自治区ごとに設定するもの）

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を地域協議会が明らかにするものです。

イ 基本審査・共通審査

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は、次の審査項目と視点により審査を行うものです。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none">・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。・ 全市的な方向性と合致しているか。・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。・ 緊急性の高い提案事業であるか。・ ほかに方法で代替できないものであるか。・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none">・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none">・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none">・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

【留意事項】

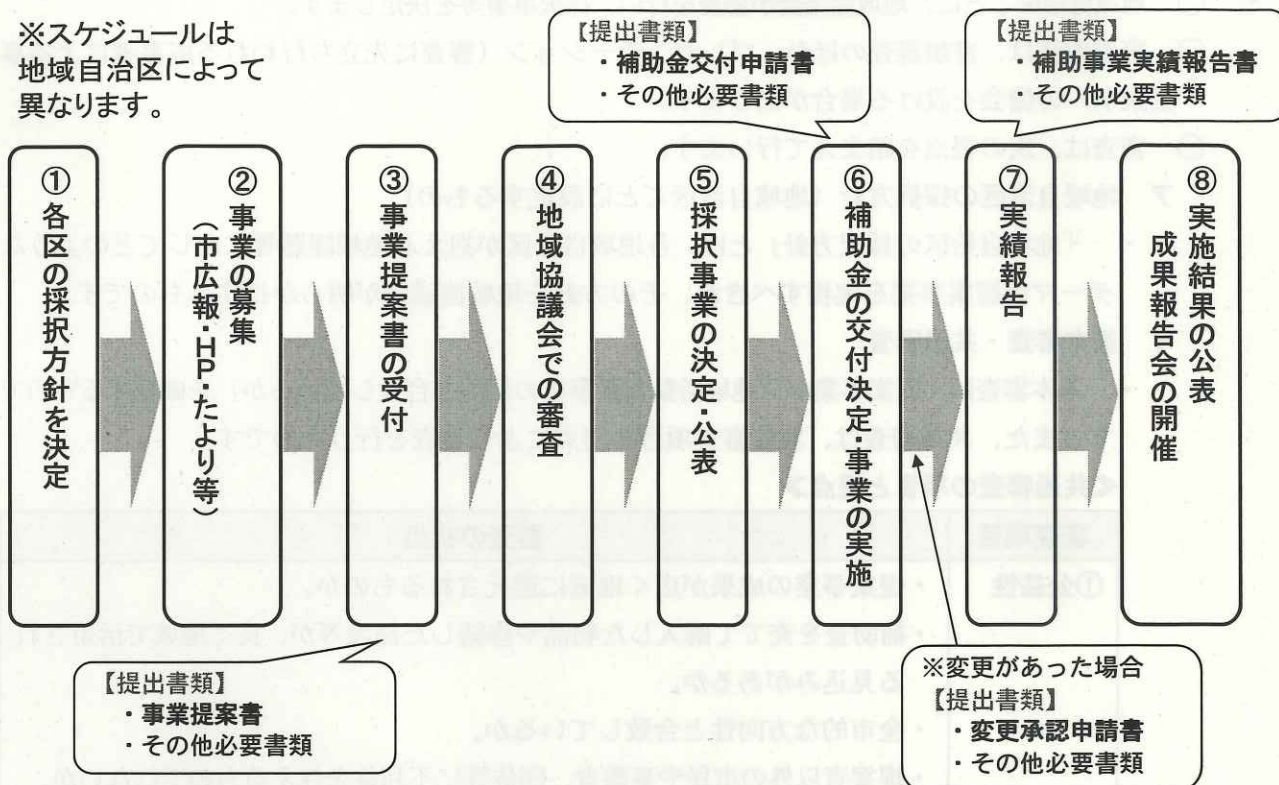
- ・ 地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。審査に当たっての基本的な考え方は、提案を予定する地域自治区の総合事務所、まちづくりセンターにご確認ください。

5 事業の紹介・公表

- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会での公表を予定しています。

【フロー図（事業実施の流れ）】

※スケジュールは
地域自治区によって
異なります。



【相談・問合せ先】

○ 応募をお考えの方は、まずは総合事務所・まちづくりセンターにご相談・ご連絡ください。

■事業全般について

自治・市民環境部 自治・地域振興課 (☎ 025-526-5111 内線 1584)

■各地域自治区の募集期間、採択方針等については、下記へお問い合わせください。

地域自治区	事務所	所在地(電話番号)
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	寺町 2-20-1 (上越市福祉交流プラザ内) ☎ 025-522-8831
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター	土橋 1914-3 (上越市市民プラザ2階) ☎ 025-526-1690
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	中央 1-16-1 (レインボーセンター内) ☎ 025-531-1337

地域自治区	事務所	所在地(電話番号)
安塚区	安塚区総合事務所	安塚区安塚 722-3 ☎ 025-592-2003
浦川原区	浦川原区総合事務所	浦川原区釜淵 5 ☎ 025-599-2301
大島区	大島区総合事務所	大島区岡 3320-3 ☎ 025-594-3101
牧区	牧区総合事務所	牧区柳島 522 ☎ 025-533-5141
柿崎区	柿崎区総合事務所	柿崎区柿崎 6405 ☎ 025-536-2211
大潟区	大潟区総合事務所	大潟区土底浜 1081-1 ☎ 025-534-2111
頸城区	頸城区総合事務所	頸城区百間町 636 ☎ 025-530-2311
吉川区	吉川区総合事務所	吉川区下町 1126 ☎ 025-548-2311
中郷区	中郷区総合事務所	中郷区藤沢 986-1 ☎ 0255-74-2411
板倉区	板倉区総合事務所	板倉区針 722-1 ☎ 0255-78-2141
清里区	清里区総合事務所	清里区荒牧 18 ☎ 025-528-3111
三和区	三和区総合事務所	三和区井ノ口 444 ☎ 025-532-2323
名立区	名立区総合事務所	名立区名立大町 365-1 ☎ 025-537-2121

※ この内容については、令和2年度の予算の成立を前提としたものです。
また、今後変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

このQ&Aは、地域活動支援事業に申請される方、申請を検討される方のため
のものです。申請される前に必ずお読みください。

令和2年度 地域活動支援事業に関する Q & A (案)

上越市自治・市民環境部
自治・地域振興課

目 次

1	事業の枠組み等について	
Q 1-1	地域活動支援事業の目的	1
Q 1-2	事業の提案、審査の手続き	1
Q 1-3	地域自治区ごとの予算配分	1
Q 1-4	配分額の決め方	1
Q 1-5	補助率、補助金額の上限・下限の設定	2
Q 1-6	提案事業の紹介、採択事業の公表の扱い	2
2	対象経費及び対象事業について	
	対象経費一覧	3
Q 2-1	他の補助金との併用	4
Q 2-2	ハード事業	4
Q 2-3	宗教活動を目的とする事業	4
Q 2-4	市有地、市施設の利用	4
Q 2-5	「市が行う事業」の具体例	5
Q 2-6	提案者の所有地以外での実施	5
Q 2-7	基金の造成	5
Q 2-8	補助対象外経費	5
Q 2-9	講師謝金の基準	6
Q 2-10	人件費の基準	7
Q 2-11	飲食費の取扱い	8
Q 2-12	飲食の提供のある事業	8
Q 2-13	委託費の取扱い	8
Q 2-14	工事の取扱い	9
Q 2-15	備品購入	9
Q 2-16	備品購入後の管理	9
Q 2-17	物品の譲渡・寄付	9
Q 2-18	備品等の貸出	10
Q 2-19	金券、商品券の取扱い	10
Q 2-20	参加賞、賞品の取扱い	10
Q 2-21	他の団体への再配分・再補助	10
Q 2-22	提案団体の構成員の旅費	10
3	事業の提案について	
Q 3-1	事業の事前着手	11
Q 3-2	提案団体構成の要件	11
Q 3-3	規約や会則がない団体等の提案	11
Q 3-4	営利法人の提案	11
Q 3-5	実行委員会の提案	11
Q 3-6	同一事業への複数の団体からの提案	12
Q 3-7	同一団体による複数区への提案	12
Q 3-8	地域協議会による提案	12
Q 3-9	同一団体による複数事業の提案	12
Q 3-10	複数年度にわたる事業の提案	12
Q 3-11	消防団による提案	13
Q 3-12	冊子やパンフレットを発行する事業の提案	13
Q 3-13	事業提案書の誓約欄	13

4	事業の実施について	
Q 4-1	天災等不可抗力による事業の中止	14
Q 4-2	事業の広報上越への掲載	14
Q 4-3	市施設の減免	14
Q 4-4	物品のインターネットなどを通じた市外からの購入	14
Q 4-5	地域活動支援事業を活用した事業であることの表示	14
Q 4-6	年度途中での事業計画の変更	15
Q 4-7	余った補助金の取扱い	15
5	応募方法について	
Q 5-1	見積書の添付	16
Q 5-2	募集期間後の提案	16
Q 5-3	電子メールによる提出	16
Q 5-4	追加募集の予定	16
6	事業の採択（審査）について	
Q 6-1	事業採択等の決定者	17
Q 6-2	地域協議会委員に提案内容の利害関係者が含まれている場合の対応	17
Q 6-3	審査の公開	17
Q 6-4	審査での提案者の説明の有無	17
Q 6-5	採択後の手続き	17
7	事業終了後の報告について	
Q 7-1	事業終了後の手続き	18
Q 7-2	領収書の添付	18
Q 7-3	補助金額が予算を下回った場合の処理	18
Q 7-4	補助金以外の収入が増加した場合の処理	18
Q 7-5	事業費が予算を上回った場合の処理	18
Q 7-6	事業の年度繰越し	19
Q 7-7	成果報告の確認	19
Q 7-8	補助金の振込み時期	19
Q 7-9	補助金の事前の受け取り	19
	ご相談・ご応募先	20



1 事業の枠組み等について

Q1-1 地域活動支援事業の目的はどのようなものですか。

A 地域の課題解決や活力向上に向け、地域活動資金を28の地域自治区に配分し、住民の自発的・主体的な地域活動を推進することを目的としています。

また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

Q1-2 事業の提案や審査の手続きはどのようになりますか。

A 本事業では、基本的には次の手順により提案や審査を進めていきます。

① 地域の課題の解決策等について地域協議会が議論し、その結果を「採択方針」として取りまとめます。

② 上記①の内容を地域協議会と総合事務所、まちづくりセンターが協力して、広く市民の皆さんに周知していくとともに、提案を募集します。

③ 応募された提案は、各地域自治区に配分した予算枠を踏まえ、地域協議会において採択事業の可否や補助金額の審査を行います。

※ 地域協議会の審査は、地域自治区ごとの「採択方針」を踏まえ、提案事業が当事業の目的と合致しているかを確認する基本審査、共通審査（公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の各項目）により行います。なお、配点等の詳細は、地域自治区ごとに異なります。

※ 各区の採択方針は、総合事務所又はまちづくりセンターにご確認ください。

Q1-3 地域自治区ごとに予算を配分する理由はなんですか。

A 当市の地域自治区制度は、地域の意見を市政に反映させていくほか、身近な地域（区域内）の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていく目的を持ち合わせています。

そこで、本事業では、地域ごとの取組が活発となるよう各地域自治区に予算を配分しています。

Q1-4 各区の配分額はどのように決めたのですか。

A 各地域自治区への配分額については、まずは各地域で等しくそれぞれの課題に取り組んでいただきたいという趣旨から、均等割りに比重を置いた配分とし、その額を1区450万円と設定するとともに、地域の活力向上に向け、人口割合に応じた額を合算した額で設定しました。

Q1-5 補助率のほか、補助金額の上限や下限の設定はあるのですか。

A 補助率については、資金調達が活動の障害とならないよう 10/10 以内を上限とします。具体の補助率の設定は、地域の実情に応じた対応とするため、地域自治区ごとの判断に委ねています。

また、補助金額の上限・下限についても、補助率の取扱いと同様に地域自治区ごとの判断に委ねることとしています。

このようなことから、補助率や補助金額の上限・下限は、地域自治区ごとに取扱いが異なりますので、総合事務所又はまちづくりセンターにご確認ください。

Q1-6 提案事業の紹介や採択事業の公表はどのようになりますか。

A 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介しますので、あらかじめご了承ください。

また、採択事業の実施結果は、広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等で広く市民の皆さんに公表する予定です。

2 対象経費及び対象事業について

■対象経費一覧

項目	内容	提案時に見積書の添付が必要な項目※
報償費	講師等に対する謝金等 【Q2-9を参照】	
人件費	提案団体の構成員では賄いきれず、外部の人を雇うなど、やむを得ない場合に要する人件費 【Q2-10を参照】	
消耗品費	事業実施に直接必要となる消耗品	
食糧費	ボランティアや講演会講師のお茶代など、事業目的の実現に直接必要な最小限の経費 【Q2-11を参照】	
燃料費	作業等に必要な機材、車両等の燃料代	
保険料	事業の実施に伴う保険料	○
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費	○
通信運搬費	事業実施に直接必要となる送料、切手代等	
委託費	提案団体の構成員で行うことができない専門的知識や技術を要する業務の外部委託費 会場設営業務、警備業務等の委託費 【Q2-13参照】	○
使用料及び賃借料	会場の使用料、機器等の借上料	○ (借上料の場合)
工事請負費	事業目的の実現のために必要な工事費 【Q2-14参照】	○
備品購入費	事業目的の実現のために必要な備品の購入費 【Q2-15参照】	○
原材料費	事業実施に直接必要となる原材料費(食文化の伝承等に要する食材、遊歩道の修繕に要する材木等) 【Q2-11を参照】	
旅費	講師等の交通費、宿泊費等 【Q2-22参照】	

※10万円以上の経費については、2者以上の見積書の添付が必要です。

Q2-1 市の他の補助金も同時に申請していますが、この事業にも申請（提案）を行うことができますか。

A 国・県、また市の他の補助金を活用される場合は、重ねて本事業にご提案いただくことはできません。

Q2-2 ハード事業*も対象となりますか。

A 本事業では、ハード事業も対象となります。

ただし、本事業は、住民の皆さん自らが地域の課題解決や活力向上を図る「活動」を支援するための制度ですので、活動（ソフト事業）を行う上で必要となる場合に限り対象となります。施設等の整備・修繕のみが目的の事業は対象となりませんのでご注意ください。

※ 「ハード事業」とは、施設等の整備・修繕、またそれらに要する原材料の支給などを行う事業です。「ソフト事業」とは「ハード事業」以外の事業です。

【ハード事業の提案に当たり、特に留意いただきたいこと】

- ・施設等の整備を実施するときは、事業完了後は設備の形状や構造等に応じて一定期間（耐用年数）責任をもって維持しなければなりません。適切な維持・管理がなされていない場合は、補助金を返還していただく場合があります。
- ・当該施設、設備等の維持管理は、提案団体の負担となります。なお、市で取り決め（街路灯の電気料の市負担など）がある場合は、その取扱いに準ずるものとします。事前に市の担当課と協議を行う必要があるため、総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。

Q2-3 対象外となっている宗教活動を目的とする事業とはどのようなもののことを言いますか。

A 例えば、寺の本尊や神社の本殿といった寺社の所有物の修理など、特定の寺社のために行われていると見られてしまうような事業などが対象外となります。

Q2-4 市の土地や施設を利用した事業の提案はできますか。

A 本事業では、市有地・市施設を利用した事業の提案も可能としています。

ただし、審査を円滑に進めるため、市有地・市施設を利用する事業については、提案を予定している総合事務所やまちづくりセンターに事前に相談を行ってください。

なお、市の施設の整備等を市に求める事業や「市が行う事業」については、対象外となります。（Q2-5も参照してください）

Q2-5 「市が行う事業」とはどのようなもののことを言いますか。

A 「市が行う事業」とは、市の施設の整備や備品の購入等に関わる事業のことです。

例えば、学校関係においては、授業の一環として使用することが主となる備品の購入費や活動経費については「市が行う事業」となりますが、部活動として使用することが主となる備品の購入費や活動経費については、「市が行う事業」とはなりません。

ただし、「市が行う事業」とはならないものでも、各区の採択方針で対象外としている事業もありますので、総合事務所又はまちづくりセンターにご確認ください。

Q2-6 提案者の所有地以外で実施する事業の提案はできますか。

A 本事業では、提案者の所有地以外で実施する事業の提案も可能としています。

ただし、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に相談や協議を行い、事業実施に支障がないようにしてから提案してください。関係者と相談や協議のない場合、書類を受理することができません。

また、採択された事業については、補助金交付申請時に所有者の承諾書を提出していただく必要があります。

Q2-7 提案団体による基金の造成（積立）ができますか。

A 提案団体による基金の造成（積立）に対して補助金を交付することは、団体の資産形成に当たるものと捉えられ、不適切なものとなることからできません。

Q2-8 事業の対象とならない経費はどのようなものですか。

A 次に掲げる経費は、対象外とします。

- ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費
(事業提案書の用紙代やコピー代、実績報告を送付するための郵送料など)
- ② 提案団体の運営に要する人件費や事務所等の経費
(理事会の役員日当や常勤雇用者の給与、事務所の家賃など)
- ③ 提案団体の構成員が飲食を行う経費
(弁当代やイベント終了後に行う懇談会の飲食代など。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします)
- ④ 会議に参加した人へのお茶代・菓子代
- ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費
(個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします)
- ⑥ その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

Q2-9 講師謝金について、基準などがありますか。

A 各種講座、研修等の講師謝金については、社会通念上適切と考えられる額を対象とします。積算に当たっては次の表（市の基準）を目安としてください。

なお、全国的に著名なスポーツ選手、文化人等を招へいする場合等、次の表を目安にすることが難しい場合は、その人でなければならない理由と、支払う金額の根拠となる資料（見積書やパンフレット等講師料の記載があるもの、他で実施した際の実績など）等により補助金を充てる額の適正さを確認することになります。

団体構成員に対する単なる謝金は、団体の運営費とみなされるため対象外となります。（Q2-10も参照してください）

区 分	金 額
医 師	20,000 円
弁 護 士	20,000 円
大 学 教 授	15,000 円
大 学 准 教 授	13,700 円
大 学 講 師	13,700 円
各種講座講師等	
教 養 講 座	6,000 円
趣 味 講 座	6,000 円
ス ポ ー ツ 教 室	6,000 円
ス ポ ー ツ 助 手	3,800 円

◎上記の基準は、講義等の所要時間を半日（午前・午後の区分）として定めた金額である。

Q2-10 事業の実施に当たり認められる人件費には、どのようなものがありますか。また、基準などがありますか。

A 地域の課題解決や活力向上を図るため、できる限り提案団体や地域の皆さん自身で事業を行うことが基本となります。

しかしながら、イベント等を開催する際に人手が必要となり、団体構成員では賄いきれず、外部の人を雇うなど、やむを得ない場合においてのみ、人件費（下記①を参照）が対象となります。

また、団体構成員に対する単なる謝礼は団体の運営費とみなされるため対象外ですが、団体構成員であっても団体の本来の活動以外の専門性を有する場合（下記②を参照）など運営費と切り離すことができれば対象となります。

①外部の人を雇う場合の人件費とは

外部の人を雇う場合の人件費とは、イベントを実施する際に、例えば提案団体以外に依頼する次の場合が考えられます。

- ・ 交通誘導員
- ・ 託児所設置に係る保育士
- ・ 救護に係る看護師 など

②団体構成員であっても対象となる人件費とは

団体構成員であっても、団体の本来の活動以外の専門性を有する場合に対象となる人件費とは、例えば次のような特定の技術を要する場合が考えられます。

- ・ 重機のオペレーション技術
- ・ ホームページの作成技術
- ・ 植栽のための造園技術 など

積算に当たっては、次の表（市の基準）を目安としてください。人件費の取扱いについては、提案を予定している総合事務所やまちづくりセンターへ事前に相談を行ってください。

項目	単位	金額	摘要
作業員	1時間	870円	・ イベント時の交通誘導 ・ 遊歩道などの整備に係る作業など
看護師	1時間	1,270円	
保育士	1時間	980円	
その他	社会通念上適当な額		

Q2-11 飲食に要する経費のうち事業の対象となるものはありますか。

A ボランティアや講演会講師等のお茶代・菓子代といった、事業目的の実現に直接必要な最小限の経費であれば、食糧費として対象となります。

このほか、食文化の伝承等に要する食材の購入費などは、原材料費として対象経費とすることができます。ただし、イベントで不特定多数の方に料理を振る舞う場合等は、受益者負担を求めることを検討してください。

食糧費の目安は、次の表のとおりです。

(食糧費の目安)

○ 事業目的の実現に直接必要な最小限の経費	× 事業の補助的な経費
例) ボランティアや講演会講師のお茶代・菓子代	例) ボランティアや講演会講師の弁当代
例) 遊歩道の整備やイベントの準備のために草刈り等の作業を行った後のお茶代・菓子代	例) 会議時の飲食代
例) イベント等の来場者（不特定多数の方）にふるまうお茶代・菓子代（公金での支出が適切でない酒代は対象外）	例) イベント等の運営スタッフの弁当代・飲食代
	例) イベント終了後に行う懇談会の飲食代

Q2-12 飲食を提供する事業の場合、保健所への届出は必要ですか。また、その経費は対象になりますか。

A 飲食の提供内容や提供方法等によっては、営業許可や事前協議、届出が必要な場合がありますので、事業の開催前に上越保健所（生活衛生課）に相談してください。

また、営業許可の申請や届出の実施など、食品営業許可に関することについては、保健所に直接お問い合わせください。

なお、申請や届出に係る経費（営業許可申請手数料や検便検査費など）は、事業目的の実現に直接必要な経費とみなし、補助金交付の対象となります。

Q2-13 委託費は対象になりますか。

A 事業すべてを委託する場合は対象外となります。

ただし、専門的知識や技術を要する業務を外部に委託するなど、委託内容が事業の一部に留まる場合は対象となります。

例えば、会場設営業務、警備業務などの委託費等を想定しています。

また、適正な価格での契約が行われるかを確認するため、見積り合わせ等を行っていただきます。見積り合わせ等が行われず、適正な価格での契約が行われていない場合は、補助金を返還していただくこともあります。

なお、本事業の趣旨から、できる限り地域でできることは地域で行うことを基本として、団体構成員や地域の皆さん自身で事業を実施してください。

Q2-14 工事費は対象になりますか。

A 本事業は工事費も対象となります。

ただし、本事業は、住民の皆さん自らが地域の課題解決や活力向上を図る「活動」を支援するための制度ですので、活動（ソフト事業）を行う上で必要となる場合に限り対象となります。施設等の整備・修繕のみが目的の事業は対象となりませんのでご注意ください。

（Q2-2も参照してください）

なお、工事費については、適正な価格での契約が行われるかを確認するため、見積り合わせ等を行っていただきます。見積り合わせ等が行われず、適正な価格での契約が行われていない場合は、補助金を返還していただくこともあります。

Q2-15 事業で備品を購入してもよいですか。

A 基本的にはレンタル等で対応するようにしてください。

ただし、本事業は、住民の皆さん自らが地域の課題解決や活力向上を図る「活動」を支援するための制度ですので、活動を行う上で必要となる場合で、かつ、備品の使用頻度や費用面等を考慮した上でレンタル等よりも購入した方がメリットがある場合やレンタル等ができない場合は購入することができます。

また、備品購入については、適正な価格での契約が行われるかを確認するため、見積り合わせ等を行っていただきます。見積り合わせ等が行われず、適正な価格での契約が行われていない場合は、補助金を返還していただくこともあります。

【備品購入を行う場合に特に留意いただきたいこと】

- ・ 備品購入を行う場合、レンタル等で導入費用を節減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制などを確認することとなります。
- ・ 事業完了後は備品の種類に応じて一定期間責任をもって維持しなければなりません。適切な維持・管理がなされていない場合は、補助金を返還していただく場合があります。
- ・ 当該備品の維持管理は、提案団体の負担となります。

Q2-16 備品購入後の管理についてはどのようにすればよいですか。

A 提案団体の管理担当者の交代や、後年度に市による確認の対応が必要な場合に備え、備品管理台帳等により確実に管理してください。

台帳等の様式は特に指定はありませんが、求めに応じてきちんと提示できるようお願いします。（Q2-13も参照してください）

Q2-17 補助金で購入した物品を他の団体に譲渡や寄付することは可能ですか。

A 補助金で購入した物品を、他の団体へ譲渡や寄付することはできません。

提案団体が責任を持って適正に管理してください。（Q2-13も参照してください）

Q2-18 補助金で購入した備品等を他の団体に貸すことは可能ですか。

- A 補助金で購入したテント等を、他の団体へ貸すことは問題ありません。
ただし、必要経費等の最低限度の金額を超えて有償で貸し出すことはできません。
(備品の管理については、Q2-16を参照してください)

Q2-19 金券、商品券の購入・発行は対象になりますか。

- A 個人への現金給付となる事業などは、本事業の趣旨に合わないことから対象外とします。
例えば、イベントの景品として金券を購入する経費や未成年への謝礼として図書券を購入する経費などは対象外となります。
なお、未成年への謝礼については、青少年の健全な育成や保護者との不必要なトラブルを避ける観点から、できるだけ換金性の低いものを現物給付するなどして対応してください。

Q2-20 参加賞や賞品などは対象になりますか。

- A 参加賞は、地域の活性化を図ることを目的としたイベント等への参加者に対して配布する商品等が対象となります。金額の目安については、次の表のとおりです。

(参加賞の目安)

金額の目安	200円以内
-------	--------

また、コンクール、試合等への参加者の意欲を高めることを目的とした上位入賞者への賞品などは対象となります。金額は、コンクール、試合等の内容に応じ、一般的に実施されている類似事業と比べて高額にならないよう、注意してください。

なお、賞品の引換券を発行する場合は、実績報告の際に、提案団体が直接賞品を購入したことが確認できる領収書の添付が必要です。

Q2-21 イベント等で協力いただく他の団体に助成金を再配分・再補助することはできますか。

- A 他の団体等に助成金を再配分・再補助することはできません。
例えば、地域の夏祭りを計画し、各町内会や子ども会などの団体に現金を支給し、夏祭りを盛り上げるイベントを各団体で企画・実施してもらうことなどは、再配分・再補助に該当するため対象外となります。

Q2-22 提案団体の構成員の旅費は対象になりますか。

- A 事業実施場所までの交通費や高速道路料金など、事業目的の実現に直接必要な経費であれば対象となります。
なお、事前の準備や打ち合わせに関する交通費は対象外です。

3 事業の提案について

Q3-1 採択が決定する前に着手していた事業は認められますか。

A 事業提案書の提出日以降に着手したものであれば認めています。事業提案書を提出する前に着手していた部分は対象とすることができませんのでご注意ください。

なお、採択前に事業着手する場合、その事業が採択されないことや、補助金額が減額される可能性があることをあらかじめご承知ください。

Q3-2 事業の要件である「団体」について、5人以上の構成員で組織されることを要件としているのはなぜですか。

A 本事業では、自ら企画・提案した案件について、確実に取組を完了していただく必要があります。

そのため、実施主体の要件として、一般的に「代表」・「副代表」・「その他の役員」（担当者等）・「監査」などの各種役割の分担を構成員で受け持ち、団体としての実体を有すること、また、できる限り個人への利益還元が生じることを避けつつ、小規模の町内会等でも応募することができることに配慮し、「5人以上の構成員で組織されること」を要件としたものです。

Q3-3 規約や会則がない団体等でも提案をすることはできますか。

A 規約や会則がない新たに設立した団体等でも提案することはできます。

本事業では、自ら企画・提案した案件について、確実に取組を完了していただく必要があります。そこで、団体等の状況を確認するため、規約又は会則の添付をお願いするものです。（追加でその他の資料を提出していただく場合があります）

なお、こうした規約又は会則がない場合は、団体等の活動状況や概要がわかる資料（様式任意）を添付してください。

Q3-4 営利法人は提案をすることができますか。

A 営利法人（市の3セクを含む）は、提案事業と営利事業の区分が難しいことから一律対象外とします。

Q3-5 実行委員会による提案もできますか。

A 本事業では、実行委員会による提案も可能です。

Q3-6 地区の振興会とその構成員である町内会や婦人会等が、同一事業に関しそれぞれ提案を行うことはできますか。(振興会がイベント全体の運営を行い、町内会等がイベントを構成する一部のプログラムに主体的に担って事業を行う場合など)

A 本事業では、問いにあるような事例において団体とその構成員である別の団体は、それぞれ提案を行うことができます。審査では、提案ごとに採択の可否を判断することとなります。

Q3-7 同一団体による複数区への提案は認められますか。

A 本事業では、同一団体による複数区への提案を行うことができます。

提案事業の審査は、各地域自治区で行いますので、一つの団体が複数区で事業を予定している場合は、該当するすべての地域自治区に提案し、それぞれで審査を受けていただくことが必要となります。各区によって採択結果に差が出る可能性がありますので、ご注意ください。

例えば、複数区に渡るイベントでの物品の貸与（道路脇に設置するイベントの「のぼり旗」の貸与など）や工事などでは、その対象となる地域自治区に要する経費をそれぞれ区分けして提案することとなります。

なお、経費については、区ごとに必要な経費を按分し、提案書に記載することとなります。詳しいことは総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。

Q3-8 地域協議会として、会の総意で決定した案件の提案をすることはできますか。

A 公平な審査を担保するため、地域協議会そのものが提案者となることや提案団体の構成員になることはできません。

Q3-9 同一団体が複数の事業を提案することはできますか。

A 本事業では、同一団体から複数の事業の提案があつたとしても、当初から除外することはありません。提案された案件ごとに採択の可否を判断します。

Q3-10 複数年度にわたる事業の提案はできますか。

A 本事業では、複数年度にわたる事業の提案も行うことができます。

ただし、提案やその審査の内容は、提案する年度に限ったものとなります。翌年度以降の分は、改めて提案をし、審査を受けることとなりますので、複数年度の事業採択を保証するものではありません。

また、地域自治区によっては、前年度と同一内容の事業が提案された場合に、補助率を下げることもあります。詳しいことは総合事務所又はまちづくりセンターにご確認ください。

Q3-11 消防団による事業の提案はできますか。

A 本事業は市が事業の提案団体に補助金を交付することから、市の組織である消防団は提案することができません。

また、提案者が消防団以外であったとしても、事業内容が消防団の活動のみである場合も同様に提案することはできません。

Q3-12 地域の歴史を紹介した冊子やパンフレットを発行する事業は提案できますか。

A 冊子等を発行することが地域の課題解決や活力向上につながる事業であれば提案できます。ただし出版や展示に際して、写真やイラスト、絵図、書状などを使用するときは著作権者や所有者の承諾を得なければなりません。市が発行した文献から絵図や写真を引用する場合は、上越市立高田図書館又は上越市公文書センターへ事前に問い合わせてください。あわせて肖像権の侵害にも十分お気を付けください。

そのほかにも、印刷物や展示物に差別的な表現が含まれていないことを確認して、人権・同和問題の発生を未然に防止するよう、ご確認ください。

Q3-13 事業提案書に誓約欄があるのはなぜですか。

A 市民の安全で安心な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、「上越市暴力団の排除の推進に関する条例」を平成25年1月に施行しました。

この条例は、市が実施する補助金、助成金等の給付金を交付する事業を通じ、暴力団に有益な行為を行うことにより、暴力団の勢力の維持・拡大に資することにならないよう、給付金の交付を行わず、又は交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができることを規定したものです。

誓約欄は、この条例を遵守することを提案団体に誓約していただくためのものです。

4 事業の実施について

Q4-1 天災等の不可抗力により事業が中止となった場合には補助金はどうなりますか。

A 災害など中止の原因が提案者の責任でないことが明らかな場合、中止となった時点までに要した経費は補助の対象とすることが可能です。

具体的な手順としては、事故報告書を総合事務所又はまちづくりセンターに直ちにご提出いただくことが必要になりますので、中止の判断を行う見込みのある場合は、事前にご相談ください。

また、中止により事業内容を変更せざるを得なくなったときは、別途変更承認申請をしていただくこととなります。(Q4-6も参照してください)

Q4-2 事業について、広報上越に掲載し、周知できますか。

A 広報上越に掲載する場合は、市又は市教育委員会の共催、後援が必要になります。共催、後援の申請は、事業の内容を所管している市役所の担当課に行ってください。

なお、紙面のスペースの都合上、掲載できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q4-3 公民館などの市の施設を使用する場合は減免の対象になりますか。

A 地域活動支援事業に採択されたことにより、市の施設の使用料が一律に減免されることにはなりません。減免の対象となるかどうかは、各施設や使用する団体により基準が異なりますので、使用を希望する施設にご確認ください。

なお、使用料を地域活動支援事業補助金の経費に計上することは可能です。

Q4-4 備品購入等について、インターネットなどを通じて市外から購入することも認められますか。

A 市内の企業や商店等で販売していない場合などを除き、地域経済の活性化や地元事業者の育成の観点から、市内の企業や商店等から購入するようにお願いします。

なお、やむを得ずインターネットを通じた購入をする場合は、領収書の発行の可否について事前にご確認ください。

Q4-5 イベントを実施する上でPR用のチラシ、ポスターを作成しましたが、本事業で助成を受けていることを周知する旨の表示をする必要はありますか。

A チラシ、ポスター、パンフレット等の広く市民に周知する印刷物を作成する場合は、「この事業は上越市地域活動支援事業を活用しています」などの一文を明記してください。

なお、印刷物以外（看板やテントなど）への表示は必須ではありませんが、できるだけ周知にご協力ください。(別途、文字入れに費用がかかる場合は、その費用も補助対象経費となります)

Q4-6 年度途中での事業計画の変更は認められますか。

A 原則として、経費の配分や事業の内容を変更する場合（軽微なものを除く）には、事業計画変更承認申請書をご提出いただくこととなります。

変更の理由により変更の可否を判断することとなりますので、経費の配分や事業の内容に変更が生じる見込みがある場合は、軽微なものでも、まずは事前に総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。

○ 変更手続（変更承認申請書）が必要な範囲の判断基準は下記のとおりです。

	変更手続が必要な場合	補足説明
1	事業費の変更 … 補助対象事業の総事業費の概ね 30%を超える増減を行う場合※ ¹	事業が複数に分かれている場合は、その小事業ごとの経費の増減が概ね 30%を超えた場合にも変更承認申請書の提出が必要。
2	事業の内容の変更 … 事業の実施方法・内容を変更する場合、補助金額の減額を希望する場合	事業費に変動がない場合にあっても、変更※ ² によって事業の目的達成・効果等に影響を及ぼす場合などは変更承認申請書の提出が必要。
3	補助金の交付時期等の変更を希望する場合	概算払いを希望して提出した収支計画書の内容を変更する場合、変更承認申請書の提出が必要。また、途中で概算払いを希望する場合も同様。
4	補助対象事業を中止、又は廃止する場合	
5	完了日が申請時の事業完了予定日を大幅に過ぎる場合	概ね 1 か月以上を過ぎる場合は、変更承認申請書の提出が必要。

※¹ 変更手続が必要な場合は、あくまで目安です。30%以下であっても経費項目間の事業費の移し替え、追加等がある場合は申請が必要になることがあります。事業計画の変更を行う場合は、あらかじめ総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。

※² 変更とは、経費項目（備品購入費、工事請負費、消耗品費等）間で事業費をやりとりすることです。

Q4-7 提案したよりも事業費が安くなることが見込まれるため、余った額で当初提案していないことを実施することはできますか。

A 補助金の交付は、提案された内容に対して認めたものであり、お金が余ったからといって提案された内容と違うことを行うことはできません。

お金が余ることが見込まれる場合は、変更手続などにより補助金額を減額することとなりますので、総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。（Q4-6、Q7-3も参照してください）

5 応募方法について

Q5-1 事業提案の際、見積書の添付は必須ですか。

A 原則として見積書は必須であり、10万円以上の経費については、2者以上の見積書の添付が必要となります。

なお、軽微なものや研修会の講師の招へいに要する電車代のように社会通念上見積書が存在しない内容のもの等は、見積書の代わりに積算資料を作成し、添付してください。

Q5-2 募集期間に間に合いませんでした。期限を過ぎてから提案することはできますか。

A できません。期日までに必ず持参によりご提出ください。

Q5-3 電子メールによる提出はできますか。

A 事業提案書や補助金交付申請書等の書類について、電子メール、ファックス又は郵送での提出はできません。

総合事務所又はまちづくりセンターで、実施要綱等に基づく対象経費に係るチェックや関係機関、関係団体等との協議状況などを受付の際に確認する必要があるため、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）とあわせ、事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参してください。

なお、募集期間終了後、速やかに地域協議会で審査を行いますので、申請される方、申請を検討される方は、早めに総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。

Q5-4 追加募集の予定はありますか。

A 各地域自治区に配分する予算枠に採択総額が達しないときは、それぞれの地域協議会の判断で追加募集を行う場合があります。必要に応じて、総合事務所又はまちづくりセンターにお問い合わせください。

6 事業の採択(審査)について

Q6-1 誰が事業採択等を決定するのですか。

A 本事業では、総合事務所又はまちづくりセンターで、実施要綱等に基づく対象経費に係る確認を行った上で、各地域協議会に事業採択の審査を委ねています。

なお、提出していただいた提案書は、審査の資料として、写しを地域協議会委員に配布します。また、審査は公開の場で行われることから、会議の傍聴者が提案書を閲覧しますので、ご了承ください。

Q6-2 地域協議会委員に提案内容の利害関係者が含まれる場合はどのように対応するのですか。

A 地域協議会委員に提案内容の利害関係者が存在する場合であっても、委員の選任方法に公募公選制を採用していること、また、委員は団体の代表ではなく個人の資格で選任されていることを踏まえ、必要に応じて各地域協議会で対応を検討していただいています。

Q6-3 提案の審査は公開で行いますか。

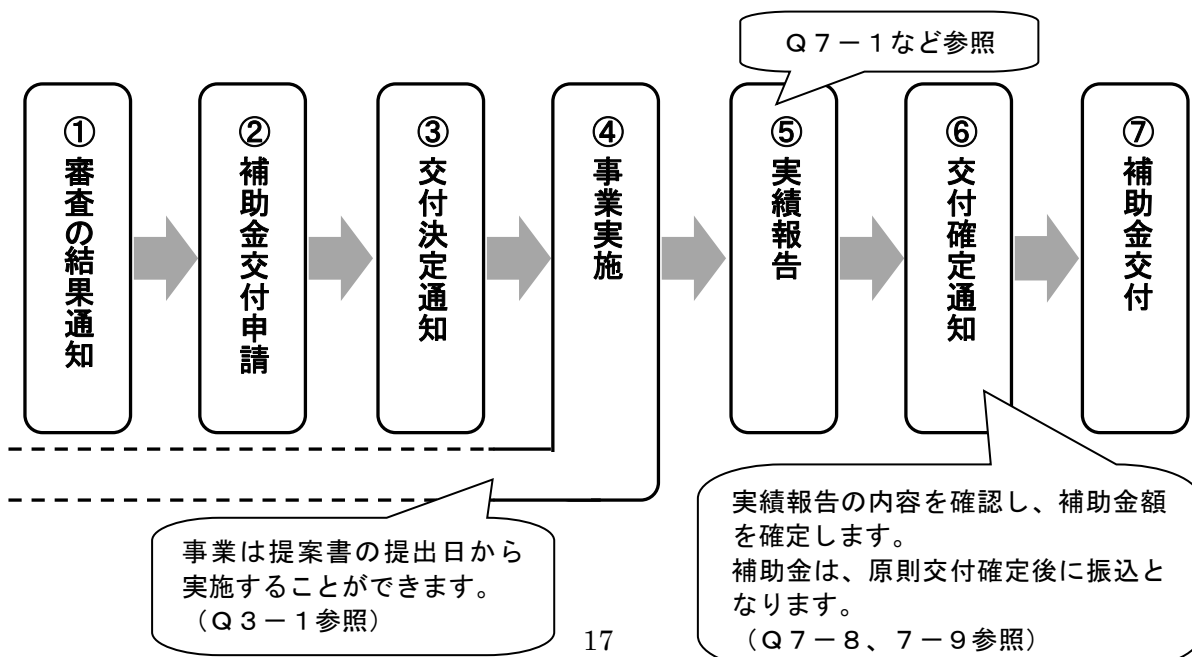
A 通常地域協議会の会議と同様に、原則公開で行います。

Q6-4 提案の審査では、提案者の説明を聞いて判断するのですか。

A 提案者の説明（プレゼンテーションやヒアリング）の実施の有無を含め、具体的な審査方法は地域協議会ごとに定めていますので、詳しくは総合事務所又はまちづくりセンターにご確認ください。

Q6-5 採択された後はどのような手続きが必要となりますか。

A 審査の結果通知の際に詳しい内容をお知らせしますが、市に対して「補助金交付申請」をしていただき、その交付決定通知をもって正式に補助金が交付されることが決まります。



7 事業終了後の報告について

Q7-1 事業終了後はどうすればよいですか。

A 事業の終了後、概ね1か月以内に「補助事業実績報告書」を提出してください。

※添付書類

- ①事業結果概要書
- ②その他の必要書類（記録写真、領収書（写し）、作成した印刷物など）

Q7-2 事業実施後、領収書の添付は必須ですか。

A 領収書（写し）の添付は必須です。領収書の宛名は、必ず提案団体の名前としてください。

なお、電車代のように社会通念上領収書が存在しない内容のものは、領収書の代わりに記録簿（交通費を団体内で受け取った方からの受領印のあるもの）を作成し、添付してください。

また、領収書のみで金額の内訳が確認できない場合は、請求書の写し等金額の内訳が分かる書類もあわせて提出してください。

Q7-3 事業実施後、予定よりも経費が安く済みました。どのように処理を進めたらよいですか。

A 補助金の交付前であれば、実際に要した経費の額で実績報告を行っていただき、その額に応じた補助金額を支払います。

既に補助金の交付を受けたとき（概算払いを受けていたとき）は、実際に要した経費の額で実績報告を行っていただき、差額分の補助金額を返金していただきます。

返金の方法は、総合事務所又はまちづくりセンターから連絡しますので、速やかに手続きを進めてください。

なお、変更承認申請が必要な場合もありますので、あらかじめ経費が大幅に減額することが見込まれる場合などは、総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。（Q4-6も参照してください）

Q7-4 事業を実施した結果、補助金以外の収入が増え、収支で差額が出ました。どのように処理を進めたらよいですか。

A 上記Q7-3の答えと同じように取り扱うこととなります。

Q7-5 補助金額よりも多くの事業費がかかりました。どのように処理を進めたらよいですか。

A 補助金額よりも多くの事業費がかかったとしても、補助金額を増やすことはできません。自己資金で対応してください。

Q7-6 事業の年度繰越しは認められますか。

A 法令等により地方自治体の予算は単年度で完結することが原則とされています。

したがって、本事業についても同様に扱うこととしており、年度繰越しを認めることはできません。

進捗管理を適切に行うため、提案団体から事業の定期報告を行っていただきます。また、12月末までに事業が終了しないものについては、執行見込みを必ず出すようにしてください。

なお、同一年度内に事業が完了しない場合は、事故報告書の提出が必要となりますので、あらかじめ総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。(Q4-1も参照してください)

Q7-7 成果報告の確認はどのように行うのですか。

A 市では、事業の完了後に地域協議会に報告を行います。また、その内容を広報や市ホームページでの周知、情報提供等で広く市民の皆さんに公表します。さらに、地域自治区ごとに成果発表会を行う場合もあります。

なお、経費の支出は、他の補助金と同様にその適正さを総合事務所又はまちづくりセンターが確認します。

また、これらの支出は、不適切な支出と認定される場合は、補助金の返還対象となります。

Q7-8 補助金はいつごろ振り込まれますか。

A 原則として、事業実績の確認を終え、請求書を市に提出していただいてから1か月程度で振り込みます。

概算払いを希望する場合も、請求書を市に提出していただいてから1か月程度で振込を行う予定です。

Q7-9 自己資金がないので、事前に補助金を手にすることはできますか。

A 事業の実施に当たり、自己資金が無いなどの理由により補助金を概算払いすることができません。

概算払いを希望する場合は、事業の収支計画書の作成が必要となりますので、総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。内容を精査し、必要と認める場合は、補助金の一部をお支払いすることができます。

なお、収支計画書を提出していただいた後、その内容に変更が生じると変更手続きが必要になります(Q4-6も参照してください)。安易に変更することのないよう、資金が必要になる時期や金額を十分確認の上、作成してください。

こちらまでご相談・ご応募ください！

■事業全般について

自治・市民環境部 自治・地域振興課 (☎ 025-526-5111 内線 1429、1584)

■各地域自治区の募集期間、採択方針、審査基準等について

地域自治区	事務所	所在地(電話番号)	地域自治区	事務所	所在地(電話番号)
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	寺町 2-20-1 (上越市福祉交流プラザ内) ☎ 025-522-8831	安塚区	安塚区総合事務所	安塚区安塚 722-3 ☎ 025-592-2003
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高土区	中部まちづくりセンター	土橋 1914-3 (上越市市民プラザ2階) ☎ 025-526-1690	浦川原区	浦川原区総合事務所	浦川原区釜淵 5 ☎ 025-599-2301
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	中央 1-16-1 (レインボーセンター内) ☎ 025-531-1337	大島区	大島区総合事務所	大島区岡 3320-3 ☎ 025-594-3101
			牧区	牧区総合事務所	牧区柳島 522 ☎ 025-533-5141
			柿崎区	柿崎区総合事務所	柿崎区柿崎 6405 ☎ 025-536-2211
			大潟区	大潟区総合事務所	大潟区土底浜 1081-1 ☎ 025-534-2111
			頸城区	頸城区総合事務所	頸城区百間町 636 ☎ 025-530-2311
			吉川区	吉川区総合事務所	吉川区下町 1126 ☎ 025-548-2311
			中郷区	中郷区総合事務所	中郷区藤沢 986-1 ☎ 0255-74-2411
			板倉区	板倉区総合事務所	板倉区針 722-1 ☎ 0255-78-2141
			清里区	清里区総合事務所	清里区荒牧 18 ☎ 025-528-3111
			三和区	三和区総合事務所	三和区井ノ口 444 ☎ 025-532-2323
			名立区	名立区総合事務所	名立区名立大町 365-1 ☎ 025-537-2121

提案書類の作成なども支援しますので、
まずはお気軽にご相談ください！！

